

第30回総務省独立行政法人評価委員会平和祈念事業特別基金分科会議事録

日 時：平成25年3月28日（木）10:00～12:40

場 所：中央合同庁舎第2号館第3特別会議室

出席委員：亀井昭宏平和祈念事業特別基金分科会長、奥林康司平和祈念事業特別基金分科
会長代理、堀川末子委員

兼川真紀専門委員、鈴木清専門委員、玉井清専門委員

総務省：田家修大臣官房審議官、加瀬徳幸大臣官房総務課特別基金事業推進室長、佐藤
紀明大臣官房参事官、阿南哲也企画官、黒田夏子参事官補佐、山田宏幸参事官
補佐

平和基金：福井健一理事長、大西一夫理事、黒沢文貴監事、横堀裕之監事

【亀井分科会長】 御出席予定の委員の先生方及び基金の関係の方は全員お揃いだそう
でございますし、定刻になりましたので始めさせていただきたいと思います。

本日は、お忙しい中御出席をいただきまして、ありがとうございます。

これから、第30回総務省独立行政法人評価委員会平和祈念事業特別基金分科会を開催さ
せていただきます。

本日は、時任委員、仲地委員、原田委員、ルディー委員が所用のため御欠席と伺って
おります。また、本日は平和基金から理事長、理事のほか、監事の方々にも御出席をいた
だいております。

これから審議に入らせていただきたいと思います。本日は普段にも増していろいろな
御発言、御議論をいただく形になると思いますので、終了は12時をめどに効率的に進め
たいと考えておりますが、場合によっては時間を延長するという可能性もあり得るかと思
いますので、その点を御容赦いただきたいと思います。

それではまず初めに、分科会の開催に当たりまして、田家大臣官房審議官から御挨拶を
いただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

【田家審議官】 官房審議官の田家でございます。

本日は、分科会の先生方、大変お忙しい中を御出席賜りまして、大変ありがとうございます。
また、基金の監事の先生方におかれましても、貴重な時間を割いていただきまして、
大変ありがとうございます。

本日は、平和祈念事業特別基金の平成24事業年度及び第2期中期目標期間における業務

の実績につきまして、基金からの報告に対する御審議をお願いいたしたいと存じております。

既に先生方に、この年度末のタイトなスケジュールの中で、基金からの自己評価調書の事前説明ということで、その対応に多くの時間をいただいております。基金の存続期間が今年度いっぱいという事情からとはいえ、大変な御無理を結果としてお願いをいたしておりますことに大変誠に恐縮に存じているところでございます。

加えて、昨年の夏以降、基金の解散準備の作業の期間中に特別記念事業における旅行券等引換券の未引換問題というのが発生いたしました。今日この時点においても事態が流動的といいますか、不確定な状況にあるということにつきまして、監督官庁といたしましても心よりお詫びを申し上げなければならないと存じておるところでございます。

4月1日以降はもとより、私ども総務省が基金に代わりまして評価をお願いをいたすということになりますが、平和基金からの現職の立場で御説明を聞いていただくという機会は今日が最後ということに相なります。どうかこの趣旨を御理解賜りまして、よろしくお願いを申し上げたいと存じます。基金に対しましては、先生方からの御質問に対して、きちんと説明責任を果たされるように私からもお願いを申し上げます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【亀井分科会長】 ありがとうございます。

では引き続きまして、今回初めて分科会に御出席をいただいております、平和基金の黒沢監事及び横堀監事から一言御挨拶をいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【黒沢監事】 監事を務めております黒沢でございます。よろしくお願いいたします。

【横堀監事】 同じく横堀と申します。よろしくお願いいたします。

【亀井分科会長】 ありがとうございます。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めさせていただきたいと思っております。

まずは本日の配付資料につきまして、事務局から御確認をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【黒田参事官補佐】 それでは座って御説明をさせていただきます。配付資料の説明に先立ちまして、事務局に人事異動がございまして、特別基金事業推進室長として加瀬が、企画官として阿南が着任しておりますので、この場を借りて御紹介させていただきます。

それでは配付資料の確認をさせていただきます。まず、議事次第、それから配席図、委

員名簿をつけさせていただいております。それから資料1としまして、前回、持ち回りで開催いただきました第29回の分科会の議事概要（案）でございます。

それから資料2-1でございますけれども、こちらは昨年7月の第28回分科会の資料を修正したものになってございます。資料2-2も同様でございます。こちらについては、後ほど御説明をさせていただければと思います。

それから資料3-1、3-2でございますが、平和基金の24事業年度の財務情報でございます。

それから資料4-1と4-2でございますけれども、平和基金の自己評価調書になっております。4-1が24事業年度、4-2が第2期中期目標期間となっております。

それから資料5-1から5-3までが現時点の先生方の評価取りまとめ案でございます。5-1というのがA3の横表でございます、こちらが総括表になっております。5-2と5-3、こちらがA4のものでございますが、評価に係る先生方の御意見をまとめさせていただいたものになります。

それから、机上に分厚い参照法令等というものをお配りしております。こちら、いつもの資料になっておりますが、前回等からの変更点としましては、69ページ以降、平和基金廃止法と、平和基金廃止法の施行日を定める政令、経過措置等を定める政令を付けております。

平和基金廃止法は、夏の分科会で御説明させていただいたとおりなんですけれども、この平和基金廃止法の施行日政令によりまして、25年4月1日に解散ということが定められました。それから経過措置令で、来年度いっぱい、すなわち26年3月31日まで本分科会が置かれること、それから4月以降に総務大臣が評価を受けることになるんですけれども、その場合にも従来のおり、独法通則法を準用する形でこの分科会の評価を受けること等が定められたものになってございます。

以上でございますが、何か足りないもの等ございますでしょうか。

【亀井分科会長】 いかがでございましょうか。よろしゅうございましょうか。

（「はい」の声あり）

【亀井分科会長】 ありがとうございます。

それでは次の議題ですが、議事の2でございますが、前回、1月に持ち回りによって開催いたしました第29回の分科会の報告及び議事概要につきまして、事務局から御報告をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

【黒田参事官補佐】 それでは、資料1を御覧いただければと思います。

前回の分科会は、持ち回りにて開催いただいたわけですが、持ち回り、すなわち文書による審議になりますので、文書による審議を行った場合には、総務省独立行政法人評価委員会議事規則により、次の会議に報告しなければならないとされております。こちら議事概要（案）の読み上げをもって、この報告とさせていただきます。

それでは、前回の分科会の議事概要（案）の御説明をさせていただきます。資料1を御覧ください。こちら読み上げます。

1、総務省独立行政法人評価委員会平和祈念事業特別基金分科会（第28回）の議事概要の確認を行い、案のとおり了承された。

2、独立行政法人平和祈念事業特別基金の不要財産の国庫納付について審議を行い、意見なしとされた。

3、独立行政法人平和祈念事業特別基金役員退職手当規定の変更について審議を行い、意見なしとされた。

以上でございます。

【亀井分科会長】 ありがとうございます。ただいまの議事概要につきまして、御確認をお願いしたいと思います。何か御質問、御意見はございませんでしょうか。

特段、御意見等おありにならないようでございますので、前回の議事概要は、これで確定とさせていただきます。ありがとうございます。

それでは次に、議事の3に移させていただきます。

昨年7月の第28回分科会におきまして、平和基金の解散前に、その業務の実績、自己評価、財務状況について、従来の様式を用いた資料を平和基金に御作成いただき、御説明いただく機会を設けるということを分科会として平和基金にお願いをし、御了承を得たところでございます。その後、平和基金を通じて、監事、監査法人と調整をいただき、今後の進め方について若干の修正を加えていただき、資料2-1、2-2のとおりとしてございます。また、今回は平和基金が4月1日に解散することから、原則として平和基金の報告を基に本日の分科会において評価案を決定したいと考えております。

それではまず、事務局から資料2-1及び2-2につきまして、7月の第28回分科会からの変更点を中心に御説明をお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

【黒田参事官補佐】 それでは、資料2-1と2-2を御覧ください。昨年7月の分科会の資料からの変更点を中心に説明させていただきます。

まず資料2-1でございますが、第29回分科会を本年1月に開催していただきましたので、こちらを追記してございます。それから本日が第30回分科会でございますけれども、本日の分科会において、原則として評価案を御決定いただく。4月以降、総務省は、本日の平和基金の自己評価調書に必要最小限の形式的な修正を加えて、次回分科会に示すこととなります。ただ、今後、新たな事実が判明した場合には、事実関係を総務省で追記しまして、次回の分科会で改めて評価いただくこととなります。例えば、後ほど御審議いただく特別給付金支給事業につきましては、まだ解散まで日がございますので、4月以降に解散までの実績の確定版ということで総務省で追記させていただいて、次回の分科会で改めて評価いただく等がございます。

続きまして、資料2-2を御覧いただきたいんですけども、2-2の下の方のスキーム対応案というところで、まず12月までの財務諸表等について、監事から「監事の所見」をいただいております。また3月末見込み分を含む財務情報については、監事から「監事の所感」というものをいただいております。

4月以降に総務省で作成する財務諸表等につきましては、「前監事意見を聴取」とありますが、前監事としての意見を総務省で聴取いたしまして、次回の分科会に総務省から報告させていただければと思います。

それから、監査法人レビューというところに斜め線が引かれておりますけれども、平和基金の12月末までの財務情報に係る監査法人のレビューにつきまして、監事からは御希望があったということなんですけど、コスト面等ありまして、平和基金の判断で行わないとされたとのことでございます。

それで、次回の分科会でございますが、25年の5月から6月、場合によっては7月をめぐりに開催する予定で日程調整をさせていただければと思います。その日程につきましては、政策評価・独立行政法人評価委員会から例年5月ぐらいに「業務実績評価の具体的取組について」という、要は次回の評価についてはこういう観点で見なさいというようなものが送付されますので、それが送付された後に開催させていただければと思います。その送付時期等も踏まえまして、日程を決定させていただければと思います。

以上でございます。

【亀井分科会長】 ありがとうございます。

ただいま御説明いただきましたように、本日及び今後の分科会につきましてでございますが、何か御質問ございませんでしょうか。よろしゅうございましょうか。

それでは、本日及び今後の分科会につきましては、ただいま御説明いただいたような形で進めさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは次に、第4の議事でございますが、平和基金の平成24事業年度の財務情報並びに平成24事業年度及び第2期中期目標期間の業務実績についてでございますが、これらは密接に関連を有しますので、一括して御審議をいただきたいと思っております。

まず、平和基金に従来の様式を用いて作成をしていただきました、一つ目が平成24年度の財務情報、これは24年12月までの9か月分と25年3月までの見込みを含むものでございます。二つ目は平和基金の平成24事業年度の業務についての実績・見込み及び自己評価でございます。それから三つ目が平和基金の第2期中期目標期間の業務についての実績・見込み及び自己評価でございます。これらにつきまして、平和基金から、特に今回明らかとなりました特別給付金の過払い・過少払いへの対応と特別記念事業の旅行券等引換券の未引換分への対応を中心に15分程度で御説明をいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【福井理事長】 平和基金理事長の福井でございます。本日は、年度末の大変御多忙の中お時間いただきまして、本当にありがとうございます。座らせていただいて、御説明申し上げます。

ただいまより、平成24年度財務情報、同じく24年度自己評価及び第2期中期目標期間の自己評価につきまして、御説明申し上げます。

私が理事長に就任いたしましたのは平成22年8月でございます。その年の6月に成立しましたシベリア特措法の特別給付金支給事務の準備に取り掛かっておりました。私自身、この法に照らして、一刻も早い特別給付金の支給を願う国民目線は十分に理解していたところであります。

今年度の自己評価調書において、幾つかの御指摘をいただいているところであります。

まず、特別給付金支給事務の過払金及び過少払金についてですが、事の発端は平成22年12月に御本人から問い合わせをいただき、調査の結果、過少払いが判明したのですが、その調査の12月に過少払いが判明した方は4名おられました。この方々の認定月は22年11月が3名、12月が1名でした。最終的には47名の過少払いの方がおられました。平成23年10月に発見されました平成22年12月認定の方が最後の方で、24年1月17日に処理を完了しております。47名の方が過少払いとして確認されました。金額にいたしまして、1,080万円でございます。

その際、大量に認定を行った平成22年11月及び12月の時期の認定の者について、過払いがあることが判明いたしました。平成23年2月には、平成22年11月認定の1名と平成22年12月認定の12名、計13名の過払いが確認されました。最後に過払いが確認された方は平成23年11月25日に過払いが確認されており、平成22年12月10日に認定した方でした。35名の方が過払いと確認されました。金額にいたしまして、395万円でした。

特別給付金事業全体といたしまして、69,465件の受け付けを行い、68,847件の認定を行い、約193億円の特別給付金を支給しましたが、なぜこのようなミスをしたかと申しますと、まさしくリスク管理に対する意識の薄さだと思っております。平成22年10月25日の受付開始から2週間で4万2,000件の申請があり、予想をはるかに超える申請でありました。この状況に対応するチェック体制の充実が行き届かず、認定が滞ったことです。22年11月、12月とこの時期はチェック体制、過払い及び過少払いの確認と想定外の問題について事前の対応策の準備が行き届いていなかったため、混乱に適応する対策が浸透するまで時間がかかり、その間にこれらのミスをしているものと考えております。

基金としては、あってはならないミスはないように、もしあった場合は一刻も早い是正を行い、事業自体としてはミスのない状態で終了することが当然の基金の使命と考え、私も民間の経験から問題解決は即時対応の必要性を承知しておりますし、基金の職員を叱責するとともに、この意識を求めました。そのための是正も真摯に行ってきたと考えております。

私ども平和基金は、この特別給付金支給事務を実施するに当たり、どのような点に心を砕いて仕事してきたかを振り返りますと、支給対象者が戦後強制抑留者で、平均年齢がもう既に90歳近くになっておられます。電話対応するにも御理解いただくにも時間がかかります。またお話しするのが好きで長話になることもあります。失礼ながら、同じことを何回も繰り返し説明しなければならない場合があり、耳の遠い方、また理解が難しい方、いらっしゃいました。それでも口調が厳しいとお叱りを受けることもままございました。

また、大切な給付金ですから、振り込め詐欺に遭うことがないように、最善の注意を払い、申請書を基金から直接御本人にお送りするシステムで行いました。このことで詐欺に遭うことは1件もありませんでしたし、申請書送付者が申請書を未提出の場合は、基金の方から御連絡するなど、きめ細かな対応を行いました。さらに今回は直接現金を個人口座に振り込むことから個人情報を提供していただいております、個人情報の漏えいには最大の注意を払いました。これにつきましても、1件も個人情報が漏れることなく信用を失墜させるこ

とはありませんでした。

特に平成22年12月からは、予想外の申請数であったことから認定作業が遅れるため、苦情等につきましては、私自身自ら返信のお手紙を出し、御理解をいただきました。例えば22年12月のシベリア議連の総会では、抑留者団体の代表の方から、理事長から丁寧な手紙をいただいた、基金は頑張っていると褒めをいただきました。このような対応は、認定作業が落ちつく平成23年3月末まで行いました。それは対象者が御高齢であり、この給付金を待ち望んでおられたことを思えば、一刻も早くお手元にお届けしたいとの思いで作業に当たってまいりました。しかも、御存命のうちにお手元に届けたいという強い思いで職員一同作業に当たりました。

そういう意味でも、過払いや過少払いにつきまして、隠蔽するなどの考えは全くございませんし、リスクを取り除くことに全力を注ぎました。本来、過払い及び過少払いに関するリスク管理が、対する意識が十分にできておれば、チェック体制の充実とは別に過払い及び過少払いの是正方法とともに、分科会への報告についても事前の準備が可能であったものと思われまます。なお、債権の回収につきましては、1件、3万円の未回収がございます。債務者から、明日3月29日の午後に返済するとの連絡が入ってきておりますので待ちたいと思っております。

亀井会長はじめ各委員の先生方には、御心配いただき、誠に申し訳なく存じております。

次に、特別記念事業の旅行券等引換券の未引換問題でございます。

平成19年度の契約当初は、慰労品の贈呈であり、慰労品たる引換券の贈呈をもって事業を終了するというのが当時の認識でございました。契約に際しましては企画競争ですが、慰労品選定の審査は、外部の総務省の評価委員及び基金の運営委員会の委員からなる7名の特別慰労品審査委員会を設けて審査を行っております。旅行券等への引換えは、御本人の問題であるとの認識があったことから、未引換者の縮減に努めましたが、特別慰労品は、いわゆる3問題関係者が待ち望んでいたものであることから、1年以内に引き換えていただけるものと考えておりました。7,296名いらっしゃった未引換者に引換えの促進をお願いしましたが、最終的には750名の未引換者がいることが平成24年7月に判明いたしました。

一方、昨年7月以降、受託業者と協議を重ねてまいりました。慰藉事業対象者にとって、よりよい方向で解決する方法を模索してまいりました。受託業者の協力もあり、無期限の旅行券等引換券を750名に再送付することになりました。このことにより、受託業者に滞留していた資金もほぼ解消することとなっております。3月27日現在、750名のうち732

名について送付いたしました。未送付の方は18名になります。基金存続のうちのぎりぎりまで送付先を探してまいりましたが、送付先がこの18名の方には全く確認できなかったものでございます。

過払いや過少払い、旅行券等引換券問題の3点は、報告の遅れや認識のずれなど、リスク管理ができておれば、次善の策の対応が可能であったと思っております。これが内部統制・ガバナンスの強化において、厳しい評価をいただいている理由かと思っております。私自身は組織からあらゆる問題が発生した場合、内部統制・ガバナンスとは問題に向き合った対応力が重要だと考えております。なすべきことがしっかりできているかどうかが問われているのだと思っております。

次に、平成24年度見込み財務諸表について御説明させていただきたいと思っております。お手元の資料3-2を御覧いただきたいと思っております。

まず、貸借対照表でございます。資産の部。流動資産、現金及び預金が5億2,700万、3月末で見込みされております。後ほど述べますが、国庫納付を44億5,000万いたしました。その後、現在、今手持ちの現金として5億2,700万、現金を保有しているところでございます。固定資産につきましては、有形固定資産490万、無形固定資産として22万。これは電話加入権でございます。この固定資産の中で、国に引き継ぎますのが建物及び附属設備。これは基金が今現在、総務省の第2庁舎に入っておりますが、そのとき部屋の間仕切り等設備でございます。これと先ほど申し上げた電話加入権を国へ引き継ぎます。金額にいたしまして520万。引き継がずに除却するものが工具器具備品及びソフトウェアで、約220万除却いたします。

負債の部でございます。流動負債で、未払金が300万、未払費用で900万。この未払い費用は、退職金及び非常勤職員の給与等でございます。次のページです。固定負債。資産見返負債、資産見返運営費交付金490万。引当金で退職給付引当金365万。基金の業績が確定次第、額が確定しますので、今の段階では未定だということで引当金処理をいたしております。

純資産の部。資本金、政府出資金。現在、基金の資本金は1億円でございます。利益剰余金。積立金が4億3,700万。運営費交付金の利益の積立金でございます。御承知のように取り崩しができないものでございます。当期末処理損失、約2,800万円。これは国庫納付の結果、2,800万の赤字になるというところでございます。

次のページに損益計算書でございます。経常費用といたしまして、24年度は特別給付金

を4億6,700万円給付いたしました。それと慰藉事業費、経費等を含めまして、全体として経常費用が6億9,200万円ということになっております。

経常収益といたしまして、運営費交付金を収益化しております。2億2,000万。それと運用収入及び財務収益で経常収益合計が7億2,000万円でございます。経常利益が2,500万円。臨時損失が先ほど御報告申し上げました国庫納付が44億5,000万、固定資産の除却損が220万でございます。臨時利益で特別準備金戻入益で2億円。特別給付金支給事業終了に伴う戻入益で39億6,000万円ということで、当期純損失及び積立金取崩を計算いたしまして、当期損失が2,800万円になるというところでございます。

次のページ、見ていただきまして、キャッシュ・フロー計算書でございます。Iの業務活動によるキャッシュ・フロー。国庫納付いたしましたので、約50億円のキャッシュ・フローの減ということになります。2番目の投資活動によるキャッシュ・フローでございます。有価証券の売却等によりまして、40億円の増でございます。資金の増加額としては、10億の減ということになります。資金の期首・期末の残高は表のとおりでございます。

次のページ、見ていただきまして、損失の処理に関する書類(案)でございます。先ほど御報告させていただきまして約2,800万円の24年度の損失の処理に関する案でございます。

次のページ、行政サービス実施コスト計算書。実際に業務費用といたしまして、46億5,800万円。引当外賞与見積額330万のマイナス等々、計算いたしまして、行政サービスとしては、実施コストとしては2億1,000万円ということになっております。

財務情報の数字は以上でございます。1つは当期損失が2,800万円になっております。これは今年25年2月8日に国庫納付いたしました44億5,000万円が原因になっております。44億5,000万の内訳は、運営費交付金残額7億7,600万、特別準備金の36億7,400万円。この内訳になっております。このうち運営費交付金残額の一部については、運営費交付金収益として、平成23年度までに貸借対照表の積立金4億3,400万円計上しております。23年度の利益処分300万円を合計いたしまして、4億3,700万円と計上されております。今回の国庫納付に当たり、その積立金を平成24年度計算において取り崩すことが会計手続上不可能なため、今期は損失が発生することとなっております。特別給付金の過払いについて、昨年、未収金決算書では20万円計上しておりましたが、明日、返納していただけるということで、現在、未収金は計上しておりません。

なお、先ほどの補足説明をさせていただきます。旅行券等引換券の、先ほど750名のうち

18名の方がお送りできない状態になっていると申し上げました。この18名のうち2名の方が連絡は取れておりますが、どうしても辞退するとおっしゃっておりまして、確認ができない方が16名、辞退される方が2名というところでございます。補足させていただきました。

時間が長くなりました。よろしく御審議をお願いしたいと思います。以上でございます。

【亀井分科会長】 ありがとうございます。

それでは審議に入りたいと思います。ただいまの御説明につきまして、まず、平成24事業年度の財務情報につきまして、何か御質問ございますでしょうか。いかがでございますでしょうか。

【鈴木専門委員】 御説明いただきまして、ありがとうございます。今回、特別な状況で、非常に分かりづらいというか、あまり例のない決算になってしまったのかなと思います。それで、法的にはこれでよろしいのかなと思うんですが、要するに2,800万の欠損が出ているということで、確かに法的にはこういうふうになるんだと思うんですけども、もうちょっとその辺の補足説明を財務諸表の中にしたらどうかという感じはするんです。

なぜかという、やはり国民の目線で見るときに、2,800万ロスという、普通の感覚でいくと、欠損、損失が出たと。でも実質的には、先ほど理事長から御説明あったように国庫納付があって、それは本当に損失かという、そうじゃないところもあると思うんですよ。ですから、国庫納付に伴うものと、そうじゃないものの切り分けが情報として出てきたら、よく分かるのかなと。その辺はいかがですか。

【福井理事長】 44億5,000万、国庫納付いたしました財源別に申し上げますと、政府出資金、政府から出資いただいているものの過去の特別記念事業及び今回の特別給付金事業の終了に伴いまして国庫納付いたすものが、先ほど御説明申し上げました36億7,000万でございます。一方、運営費交付金、こちらの方は事業年度が終了して、翌年度でないと取り崩しができないというものがございまして、こちらの方からの財源が7億7,600万というところでございます。

財源別の御説明、先ほど申し上げまして、再度キャッシュ・フローという考え方から申し上げますと、44億5,000万、国庫納付して、3月末の決算見込みが2,800万の赤字になるということは、基金は資金ショートを起こしているんじゃないかという見方が一般的に行われます。赤字ということは、キャッシュ・フローの観点からいきましても、お金が手元がないと。非常に苦しい経営状態で資金ショートを起こすんじゃないかと一般的には思わ

れます。

そのために財務諸表の最初の御説明申し上げたときに、今現在と申しますか3月末見込みとして、現金及び預金が5億2,700万、手元にございますと。基金が解散の後、速やかに国へ引き継ぎまして、国庫納付させていただきます。2,800万の赤字というのは、会計手続上、運営費交付金を取り崩せないものですから、どうしても2,800万円の赤字になってしまふ。しかし、キャッシュ・フローでは、5億2,000万円、手元にございます、資金ショートはいたしませんというところで御報告させていただきたいと思ひます。

【鈴木専門委員】 その辺は私も知っているつもりですけれども、私の方が提案したのは、そういうところを何かの形で開示できないかなと。今までそういう開示の例がないから難しいのかなと思ひのですが、例えば注記で記載する、何かそういう工夫もあつてもいいのかなと思ひます。

【福井理事長】 いろいろと御相談申し上げて、改めて財務諸表の御報告、したいと思ひます。

【山田参事官補佐】 総務省として補足させていただきます。財務諸表、実際は総務省が基金より引き継いで作成いたしますので、鈴木先生がおっしゃられたのは、注記事項で何らかの記載をすべきだろうということでございますね。単純に見ると赤字が出たと国民が思ってしまうので、それは合理的な理由があるんですよというのを書くべきだという御意見だと理解いたしました。それについては、注記事項で、例えば「その他独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報」という項目がありますので、技術的に書けるかどうか、監事の先生なり監査法人に御相談することになると思ひますが、そちらの方で書けないかどうか基金と相談して、記載したいと考えております。

【亀井分科会長】 よろしくお願ひいたします。

財務情報について、ほかに何か御質問はよろしゅうございましょうか。よろしゅうございませうか。

(「はい」の声あり)

【亀井分科会長】 それでは、次に、平成24事業年度における業務の実績についてございます。

A3の表を御覧いただきたいと思ひます。資料5-1でございます。色のついてない項目につきましては、委員の先生方に事前にお伺ひした評価案のうち、評価がおおむね一致している項目を意味しております。まず、この、評価がおおむね一致している項目につい

で事務局から補足をしていただければと思います。よろしく願いいたします。

【黒田参事官補佐】 では補足させていただきます。資料5-1を御覧ください。色を付けていない項目は、事前にお伺いした先生方の評価がおおむね一致している項目でございますが、このうち2点、補足説明させていただければと思います。

まず1点目ですが、上から二つ目の項目で組織運営の効率化という項目がございます。こちらにつきましては、A評価いただきました先生が2名、B評価の先生方が8名ございまして、平均値、5点から1点で機械的に計算いたしますと3.20点でございます。平均値を評価に変えますとBとなつてございまして、最多意見もBとなつてございます。

次に2点目でございますが、下から五つ目の項目に、人事に関する計画(1)職員の研修という項目がございます。こちらはA評価の先生が3名、B評価の先生が7名ございまして、平均値が3.30点、平均した評価取りまとめ案がBでございまして、最多意見もBとなつてございます。

これらの評価の考え方、理由につきましては、資料5-2に先生方からいただいた意見をまとめたものがございますが、この二つの項目で言いますと、まず1ページ目の上段に組織運営の効率化についての評価の考え方、それから2ページ目の下段に人事に関する計画、職員の研修の項目でございますが、こちらについての評価の考え方が記載されております。

以上、補足でございます。

【亀井分科会長】 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、基金から何か補足の御説明はございますか。特にこの評価の算出の仕方です。全委員の評価を得点化して平均したもので、それぞれ評価の案をまとめたというものでございます。特に事例として二つ御説明があったと思いますが、何か補足はよろしゅうございますか。

【福井理事長】 結構でございます。

【亀井分科会長】 ありがとうございます。

それでは、先生方から御意見、御質問、お示しいただければと思いますが、いかがでございましょうか。

【鈴木専門委員】 非常に今回ナーバスな問題があつて、評価がおそらく委員の方の評価もいろいろ考え方が難しいのかなと思つているんですが、そこで逆にお聞きしたいというところもあるんですけれども、評価の場合、やっぱり一つの悪いことがあると、それは

有機的に動いているために、その項目だけでなく全体に影響する可能性が非常に強い。

理事長から御説明があったように、過払い・過少払い、それから特別記念事業の旅行券等引換券、それは確かによろしくない。だけれども、それが評価全体にどういう影響を及ぼすのか、全体に影響を及ぼしてしまうのか、それとも部分的なのかというところも基本的に考えて評価しなきゃいけないのかなと思っているんですけども、その辺について、逆に考え方を教えていただければありがたいですし、参考になるかなと思っています。

【亀井分科会長】 やはり評価の際には、一つ一つの基金の方から提示させていただいた項目について客観的に見せていただいて、やはり問題があれば、それは大きな点として減点をせざるを得ないということでございます。ただ、評価委員会は専門委員も含めて10名の委員がお出でになりますので、例えば、僭越な言い方でございますが、私の意見そのもの、評価の意見を押し通させていただくということではなくて、やはり全委員の評価を反映した形で評価案を作成させていただくべきなのではないかと考えました。

それぞれ先生方、お考えがおありになるということは、後でまた具体的事例があるかと思うのですが、そういうような評価の差はあっても、やはりそれは平均化した形で取りまとめたいということで、得点化して、計算したということでございます。

【鈴木専門委員】 確かに今の問題点というのは、やはり大きな問題点かなという認識はするのですが、理事長おっしゃるように、それは内部統制的なもの、ガバナンスの問題というのは、本当は全体に影響するんですが、先ほど御説明あったように、この自己評価調書にどのように落とし込まれているか。そこについて理事長のお話がちょっと見えてないんですが、先ほどお聞きしまして、やはり高齢化、高齢者の方ということで、平均年齢90歳前後という方だと、非常に大変な御苦勞があったのかなと想像はいたします。

それで、私もその年齢になってないので実際分かりませんが、たまたま私も仕事上、高齢者の方とお話ししなきゃいけないチャンスあるんですけども、非常に理解してもらうのに時間がかかるのと、それから同じことを言っても、またすぐに忘れてしまう、理解してもということがあって、それからまた何回も同じ問い合わせがあるということもあろうかなと。一方で、迅速にやらなきゃいけない。高齢者の方なので、できる限り存命中に有効に活用しなきゃいけないというところは、やはりそういうときに総合的なバランス感覚で評価することも大事なのかなというふうに、今の理事長の説明からも思いました。

ただ、この自己評価調書の中にどのように落とし込まれているか、そういう話があまり記載されてなかったもので、その深読みまでちょっとできないところも実はありました。

だからそういうところも踏まえて、総合的にどういうふうに評価するのかなということでお聞きしました。

【福井理事長】 22年10月25日から請求書の受付を開始いたしました。2週間で4万2,000件という請求書をいただきました。その前後から法案成立の6月16日以降、毎日のように多数のお電話をいただいたり、手紙やおはがきを数多くいただきました。残念ながら、御高齢であるということで、日に何人の方が亡くなられるというのが現実でございます。

一昨年ですので、終戦後66年経って、そのときの御苦勞に何としても報いたいという国の施策にのっとり給付金を支給する以上、御存命中にお届けするのが基金の役割だということで、10月25日受付以降、2か月間、連日連夜、職員に無理を言いました。ほとんど終電間際、休日も出勤してもらい、とにかく急げ、一刻も早く一人でも多く支給しないと意味がないということで、ある意味ではスピード優先といいますか、とにかく急ごうというのが基金の役割だ、使命だということで、少し私自身無理をし過ぎたのかなというところで反省もございます。

【亀井分科会長】 鈴木先生の御指摘は、支給対象者の方が同じことを何度も繰り返したりとかということで、多分基金の方も、私よりさらに高齢の方を対象にして、大変御苦心があったのではないかと思います。

これまでもそういう、例えば標準期間の設定の評価に関しては、基金も大変頑張られて対応されたということの評価の非常に大きなポイントとさせていただいて、非常に高い評価をさせていただいてきたという経緯が実はございますけれども、鈴木先生の先ほどの御質問にお答えしましたように、その過程の中で何かやはり問題があったときには、全体として非常に頑張られて素晴らしい実績を挙げられたとしても、その部分についてはやや減点をさせていかざるを得ないだろうなと思っております。

ですので、例えば今、申し上げた標準期間の設定というところでは、評価の原案を御覧いただきましても、24年度についてはAという評価案になっておりますが、これは処理をされた件数の数の大きさとかそういうようなところが評価のポイントとして、先生方が非常にお考えになられた上での評価ではないかと思います。Aという評価にほとんどの先生がおつけになられているというのは、やはり頑張っていたということについて、各先生方がより高く評価されておられるのではないかと私自身は考えております。

【奥林分科会長代理】 やはり、いわゆる過少支払いあるいは過大支払いについて、なぜそれが起こったんですかと。その事後処理については、もう理事長が御説明されたとお

りだと思いますが、おそらくその原因そのものを考えたときに、読みの甘さみたいなものがやっぱり最も根本的にはあった。そうすると、やはりそこについては、率直に認めざるを得ないのかなど。その読みの甘さからいろいろな事務処理上のミスが生じている結果になった。その点について、22年度評価や23年度評価の際にはその辺りの説明はほとんどなくて、先ほど亀井会長が説明されたように、23年度評価についてはAAというよく頑張りましたという評価をしたんですけれども、しかし、一面ではやっぱり読みの甘さみたいなものについての問題点が後になって分かってきたということが、やはり国民目線から見たときに、ちゃんと事実を明確に示していなかったのではないかというような疑念を持たれますので、その辺りの評価が違ってくるのかなと思います。

【亀井分科会長】 御意見をいろいろいただいておりますが、後ほど時間を設けておりますので、進行の都合上、まずはこの評価案の取りまとめの資料5-1を御覧いただければと思います。先ほど申し上げましたように、色の付いていない項目、各委員の評価の見解が一致したという項目につきましては、この評価の取りまとめ案で評価案として決定したいと考えておりますが、いかがでございましょうか。よろしゅうございましょうか。

(「はい」の声あり)

【亀井分科会長】 それでは、御了解をいただいたということでございまして、その形での評価案に決定させていただきたいと思っております。

次に、青く塗られている項目でございます。先ほど、奥林分科会長代理から御発言をいただいたり、私も申し上げたりしたんですが、特別給付金の支給、それから内部統制・ガバナンス、あるいは経過規定につきましてはの項目でございますが、これについて、まず事務局から御説明をお願いしたいと思います。

【黒田参事官補佐】 それでは、24事業年度における特別給付金の過払い・過少払いへの対応と特別記念事業の旅行券等引換券の未引換分への対応、それからこちらは内部統制・ガバナンス強化と経過規定の部分にかなりかかわりますので、こちらの補足をさせていただきます。

まず、説明に先立ちまして、ルディー委員からコメントをいただいておりますので、御紹介をさせていただきます。ルディー先生のコメントを読み上げさせていただきます。

平和祈念事業の目標は、シベリアで抑留という辛い経験をなさった方々に慰藉の念を伝えることであり、そのプロジェクトの目標が達成されたかどうか、達成のために国民の税金がきちんと使われたかどうかをチェックするのが分科会の役割だと思います。その点に

において、過払いは問題ではあるが、こういった手違いはあるもので、それにどう対処したかの方が重要だと思います。返金してもらうために督促状や内容証明を送ることは、慰藉を受けるべき人が反対に不快な体験をすることになる。しかし、それ以前の電話や文書の対応で納得した人たちが多かったのであれば、許容できる手違いだと考えられるのではないかと思います。

同じ観点から言えば、旅行券等引換券の問題は、引換えをしない選択をしているわけで、本人が不快な体験をしているわけではない。この問題の根本は、引換券を慰藉のための贈り物として選んだところにある。一般消費者とのコミュニケーションに通じている外部実務者に相談すれば、かなりの割合の人が引換えをしないという予測が立てられたはずです。しかし、いずれにしても、本人に不快な思いをさせたわけではないので、一定時点で引換停止の処理にすることに問題はないと思います。

基本的に減点主義をとるべきではないと思うので、プロジェクトの目標が国民の中庸目線から見て達成されているかどうかで評価してみました。

以上がルディー先生のコメントでございます。

次に、平和基金の自己評価調書のうち、特別給付金支給事業について、事務局から1点、補足させていただきます。

今週の月曜日、25日に委員の皆様にもメールで御報告いたしました。鈴木先生の事前の御質問に対する平和基金の回答の中で、特別給付金の認定に当たって、過少払・過払事案だけでなく、結果として支給額の変更がなかったものの、他人の資料により審査し、認定した事案も相当数見られたという新事実が述べられておりました。この新事実につきまして、事務局から平和基金に対し、当該新事実の自己評価調書への追加記載の有無を確認いたしましたところ、平和基金からは「支給額に変更のなかったものについては、入力データ、期間、年月日の整理を行ったものであり、評価調書への記載は必要ないとする」との回答がございました。したがって、この新事実につきましては、平和基金の自己評価調書に記載がございません。

以上、補足でございました。

続きまして、この2事案、特別給付金の過払い・過少払いへの対応と特別記念事業の旅行券等引換券の未引換分への対応の二つの事案について、監査報告書のポイントを事務局から御説明させていただきます。この2事案につきましては、問題が発生した後に監事の先生方に監査いただきまして、監事から理事長宛てに監査報告書が提出されました。当該

監査報告書は、総務省にも送付いただきましたので、ここでそのポイントを紹介させていただきます。

まず、過払い・過少払いについての監査報告書のポイントでございます。

①平成23年8月2日の役員会で過払いについての報告があった後、理事長に対し、今後は速やかな報告と毎月の監査方針に基づく定期監事監査を実施する旨と以下の2点を口頭で申し上げた。

1点目、過払金の発生原因は何であったのか。2点目、過払金は税金の一部であるが、原因は基金の側にあり、債務者は基金事業の慰藉事業の対象者である。十分に配慮して回収に努めていただきたい。

②監査結果でございます。監査結果は、1、過払い等の発生原因は、人員増に対応したチェック体制の充実が十分なものとはならなかったことから、申請者と同姓同名の他人の資料によったものを見逃したこと等による認定ミスを招いたものと思われる。1、過払金債権への対応は、債務者が慰藉事業の対象者であることを念頭に、丁寧な中にも粘り強い回収折衝を行っているように報告から受けとれた。

③債権の売り払いについては、基金が採るべき措置としては適当ではないのではないかと回答をしたほか、債権の放棄については、放棄することは適当ではないとする基金の考え方でよいと考える。

④求償・処分については、数多くの者が関係しており、また過失の発生自体は遺憾であるが、影響額も全体額に比して大きくはないことから、特定個人に求償または懲戒に付するほどのものではなく適当でないとする基金の判断は妥当であると考えている。

⑤過払い及び過少払いの報告が遅延したことについて、監事として遺憾の意を表し、理事長以下に対して口頭で注意を行っている。

⑥過少払いについては、本年3月14日の役員会において説明を受けたが、本年まで報告がなされなかったことは事の重大性に鑑み、誠に遺憾であり、速やかに報告されなかったことに対して、理事長以下に対して口頭で注意を行った。

⑦最後となるが、最後に残った未回収の債権、1件3万円の回収に今後、全力を注いでいただきたい。

監査報告書としては以上でございます。

それから、総務省から監事への確認結果を1点、御紹介させていただきます。「過払いや過少払い以外にも、他人の書類で認定を行った事案があったことについては、3月25日の

時点では、監事は報告を受けていないため、監査報告書には記載していない」とのことです。

続きまして、旅行券等引換券の部分についての監査報告書のポイントを御紹介させていただきます。

①旅行券等未引換事案の最大の問題は、引換券の有効期限が経過して、引換えすることができなくなった被認定者が存在することにある。

②基金解散が迫っていたとしても、1年で引換えに応じていただけたと考えていたことは、多分に基金側の思い込みの面があり、未引換者が発生するかもしれないという想定をなし得なかったことについては、考えが甘かったと言わざるを得ない。慰藉事業の達成が放置されていたことになり、基金側に反省の余地が大いにある。しかし、その後の改善措置は大きな成果であり、今後もその面を注意して見ていきたい。

③事業開始から1年が経過し、多数の未引換者が発生していることが判明した以降、少なくとも平成21年3月の契約更新の際に改善策を講じられる可能性があったこと、平成22年7月の事業終了に伴う解約を受託業者に通知した段階で、すんなりと解約してしまったこと、未引換者が残存していることを認識していたと思われるにもかかわらず、その後の未引換者に対する働きかけを継続しなかったこと、幾つかの時点で基金側のより適切な判断があれば、未引換者の残存状況が改善された可能性があった。

④当時、事業の趣旨は終わっていないという認識に至らなかったのは誠に残念であるが、不適切とまでは言えず、旅行券等引換券の発送をもって当該事業が終了するという考えが当時の基金の基本的認識であった以上、十分な措置を基金が採り得なかった事情については理解し得る側面もある。

⑤基金解散が目前であることと引換期限を有期限とすることの必然性は、必ずしもなかったものとする。もっとも当該契約が商品代金の売買契約であり、引換期限を定めるか、定めないかで内在する問題を見極めることは難しい事案であったことも否めない。

⑥監事に対する報告についても、最初の契約時には役員会での報告を受けておらず、その後も契約締結後の報告であり、しかも解約時も含めて詳細な報告は受けていないので遺憾である。

⑦旅行券等引換券の送付状況は3月18日時点で、750件中、送付718件、未配達32件。この32件のうち送付不能等16件となっている。基金には未配達32件の処理に万全を尽くしていただきたい。

以上、監査報告書のポイントでございました。

もう1点、最後に評価の取りまとめ案について簡単に御説明させていただきます。

まず、特別給付金の支給の項目でございます。こちらAとされた先生が1名、Bとされた先生が3名、Cとされた先生が6名となっております。最多意見はCとされた先生方の6名なんですけれども、平均値をとりますと2.50点でございますので、平均の四捨五入をいたしますとBの評価案となっております。

それから内部統制・ガバナンスの項目でございます。Bとされた先生が3名、Cとされた先生が6名、Dとされた先生が1名でございます。平均値が2.20点で平均で言いますとC。それから最多意見としましてもCでございます。

最後に経過規定の部分。こちら解散に向けた取組の項目でございます。24事業年度分につきましては、この経過規定の項目の中に旅行券等引換券の未引換分に対する対応について記載がございます。この項目はBとされた先生が2名、Cとされた先生が3名、Dとされた先生が4名でございます。平均点は1.78点でございますので平均を四捨五入するとCという評価案になってございます。最多意見は4名のDでございます。

資料5-2で言いますと、それぞれ理由が書かれておりまして、1ページ目の下段が特別給付金の支給の項目、3ページの下段が内部統制・ガバナンスの項目、それから4ページに経過規定の項目が載っております。

以上、長くなりましたが、事務局からの説明でございます。

【亀井分科会長】 ありがとうございます。

ただいま監査報告書を含めた御説明をいただきましたが、この2事案についての監査報告書でございますが、該当する項目につきましては、私も拝見させていただきました。

ではまず、これらの事案のうち、特別給付金の過払い・過少払いへの対応について、御質問等ございましたら、お示しいただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。何か確認をしていただくことがございますでしょうか。よろしゅうございましょうか。

【鈴木専門委員】 監事の方、御苦勞様でした。監事の方に報告が遅れたというお話が具体的に出ていました。それについて、執行側というか、その辺の考え方をお示しいただければと思います。

【福井理事長】 最初の御説明の中で一部触れさせていただいたと思いますが、実際に外部から、支給金額は少ないということから、全部チェックいたしました。支給を急ぐということを前提に、しかしミスがあってはならないということで、とにかく認定したもの

をもう一度、全量、見直そうということで、支給を急ぐことと全量見直すということで進めておりました。

お話し申し上げましたように、リスク管理についての意識が低いといえますか、積極的にマイナス情報といえますか、早く監事の先生方にも御報告すべきだったと思いますし、また決算書にも未収金というのを過去に計上しておりますが、積極的にこれは過払金に伴うものだとか、もう少し注記項目だとか、決算報告のときにも積極的に発表すべきだったと思っております。本当に監事の先生方にも、また評価委員の先生方にも御報告が遅れたことが、実際に過払い・過少払いを発生させたことよりも、基金の姿勢として隠したのではないかというようなことを感じておられるというところが、組織の代表者として本当に申し訳なく思っております。

【鈴木専門委員】 この評価調書を見せていただきますと、監事の方がかなり機能していろいろな御指摘を受けているというような形で記載されているわけですね。私もこれを見て、非常勤の方がよくなさっているなという感じは受けているのですが、そういう役員会の内容もいろいろあり、監事がいろいろな形で積極的に関与されているような形で書き込まれています。そうすると、何でそういうところも役員会の中で報告されなかったのかというのは疑問に思ったので、その辺の切り分けが何かあったのかというようなことがありまして、ちょっとお尋ねしただけです。

【福井理事長】 昨年の評価委員会で、基金として初めて確認したといえますか、政独委の中で内部統制・ガバナンスの強化及び民間で言います監査役の強化といえますか、責任と権限の問題ですね。非常勤でお願いしておりますが、やはり外部といえますか監事監査をしていただかないと組織の健全性が保てないということで気がつきまして、それまではとにかく支給を急げ、とにかく待っておられる方の御期待に沿うんだということで、しかも全量チェックを同時に並行的に進めておまして、本当にもう少し公表することも監事さん、先生方への報告ももっと早くすべきだったということで、本当に反省いたしております。

【亀井分科会長】 ほかに何か御質問等ございませんでしょうか。いかがでございましょうか。よろしゅうございますか。

それでは、次の特別記念事業の旅行券等引換券の未引換分への対応について御審議いただきたいと思いますが、何かこれに関して、御質問等ございませんでしょうか。

【鈴木専門委員】 よろしいですか。やはり通常の評価は一般的にあり得るのかと思う

んですが、特別に悪いということに対しては、やっぱり国民的な視線で見れば、どうしてなのかなということはあるかと思うんです。ですから、その辺についてはきちんと、この分科会が説明責任を負っているのかという感じがして、やはり委員としていろんな評価をつけたんですけれども、そのつけた理由がやはりそれぞれ違う思いもあったり、そういうこともあるのかと。ですから、そういうことを我々が評価するための理由付けというのも、やはりまたチャンスが何回もあれば、そういうことを議論して集約すればよろしいんですけれども、そういうことはないとするば、やはりその辺の意見を聞きながら集約していくのも、私としては必要なかと思っっているんですけれども、いかがでしょうか。

【田家審議官】 よろしいでしょうか。

【亀井分科会長】 どうぞ。

【田家審議官】 私、最初に申し上げたことと関連するんですけれども、実は特別給付金の過払事案について、最終的に残っている1人の方がお支払いされるかどうかというようなことも実は決まっていないという状況もあります。そして、実は私どもの方でも本事案がなぜ生じたのかということについて、ちょっとまだ監督官庁としても、なぜなんだろうなという疑問を持っております。さらにこれから議案にさせていただく特別記念事業の未引換の問題、そこも合わせて事実関係が完全に固まった時点でもう一度そこは最終的に御審議をいただきたいと思っております。

ですから、本日のところは、今まで先生方に、本日の御審議を含めて御質問いただいた心証というところで、本日の説明、それから今まで明らかになっている事実ということ的前提にすれば、心証としては今までもう平均点として出ているんですが、それを大体そういうところであろうかなというところまでいっていただければ、非常にありがたいと思っております。

【亀井分科会長】 ありがとうございます。今、審議官から御発言いただきましたが、その線での方向で目指したいと思いますが、何か御意見、御質問等ございませんでしょうか。よろしゅうございましょうか。

今、審議官から御発言のあった事実経緯という点で、私も気がついた点なのですが、例えば旅行券等引換券に関して、幾つか旅行会社等々の提案を検討された上で選ばれたということでございますね。そのとき、全ての旅行会社からの提案に、この引換券についての期限は入っていたんですか。

【福井理事長】 その点につきまして、企画競争を行いまして、企画競争の条件には期

限ということについての特別記載がないということと、先ほど申しあげました特別慰労品審査委員会での議事録だとか、受託業者、決まるところについてのいきさつは残っておりますが、実際に期限を設けることについて議論をしたとかそういう、前任者に確認しましても記憶がないとか、なかなか明確でないんですね。前の事業が期限を設けておりませんので、いくら解散が迫っているという中で期限を設けることがどういう問題を引き起こすのか議論するなり、もう少し注意深く考えることによって、新たな問題が発生するのかなどを検討したのかどうか、そのあたりも記録が残っていないというのが実態でございます。

【亀井分科会長】　それで、先ほどの監査報告書の中に、この件に関して、いわゆる最初と終わりの部分に関して、役員会でお諮りにならなかったと書かれていますね。旅行券の未引換等の監査意見でございますが、最初の契約時。最初の契約時には役員会での報告を受けておらず、その後も契約締結後の報告であり、しかも解約時も含めて詳細な報告を受けてないので遺憾であるとありましたが、この報告を最初と終わりの部分に関してされなかったというのは、何かいきさつがあるのでしょうか。

【福井理事長】　平成19年、それ以前もそうだと思いますが、役員会での議事録等を精査いたしました。本当に申し訳なくと思いますが、監事の方にいろいろ具体的な案件につきまして、ほとんど御報告できてないというのが実態でございます。私が理事長に就任いたしましたして、役員会、月に1回以上開催しておりますが、以前ですと、本当に数分といいますか短時間で役員会を終了しておりましたが、両監事には本当に御多忙の中お手数いただくんですが、10時に始めても12時にはとても終わらないといえますか、非常に中身のボリュームも、特に過払い・過少払いの問題だとか起こりましてから、定期監事監査、先ほど申しあげました個人情報の漏えい問題、いかにセキュリティーを高めるか、そういう問題等も含めまして、監事の先生方にお手数をおかけしているといえますか。そのことがスタートできたおかげで、その後、問題が起こることがなくなったのかと判断しております。

【亀井分科会長】　そうしますと、先ほど審議官からお話もありましたように、この項目に関しては、まだ最終的な、残った件数とか確定しておりませんし、今、ちょっと私がお尋ね申しあげた部分に関して、何かもう少し調べただけの可能性があればというような思いもしないではないんですが。

先ほどありましたように、24年度のこの取りまとめの評価案の三つに関しましては、感触としては、この平均点のそれぞれの評価案が提示されておりますけれども、最終的な評

価に関しましては、次回の分科会で総務省から報告をいただいた上で改めて審議させていただくということでさせていただければと思うんですが、いかがでございましょうか。

【田家審議官】 今日、現在の理事長、理事等にこれは聞いておきたいということがあれば、ぜひ今日、この場で聞いていただきたいと思います。

【堀川委員】 この特別記念事業の引換券は、前の受託業者のときには期限はなかったと。それにもかかわらず、今回、競争入札をして、選定したところとわざわざ期限を1年と切ってしまったところの御判断というところが一つ。それからもう一つは、先ほどもおっしゃっておられたように、この特別記念事業で、こういう旅行券等引換券という選択というのは、そうした委員会で決まったというお話で伺ってよろしいんですか。

【福井理事長】 旅行券等引換券は、国会で議論されまして、具体的に申し上げますと、現金でないとだめなのかだとか、商品券はどうなんだとか、いろいろ議論されたようでございます。やはりいろいろの観点から旅行券等引換券、いろいろなものに引き換えられる引換券が妥当であるということで、国会の議論を踏まえて引換券になったといういきさつでございます。

それと前の事業といいますか、旧の書状贈呈事業等でございますが、その当時は基金の解散等もございませんし、受託業者もかなりの年月続くだろうということで、無期限で旅行券等を引き換えていってございまして、本来なら、その継続といいますか、新しい特別記念事業が始まっても無期限で旅行券等引換えを行えば問題なかったと思うんですが、先生がおっしゃるように、民間にお金が滞留するという以上に旅行券に引き換える権利を制限する、期限を設けることによってそういう問題が発生するというのが、今回の件についても慰藉事業が終了していないということから、本当に強く思います。

やはり、19年当時、基金の解散が決まり、特別記念事業をすぐにやりなさいということで国会で決まり、まだ旧書状事業を最後の段階で、新しい事業を始めろという事態になりまして、解散と新しい事業が同時に決まるということで、基金が解散してしまえば誰も該当者に対応できない。旅行会社もできませんし、いろいろ記念品を依頼しました業者の方も問い合わせに対応できないという事態があったんじゃないかと思えます。そういう意味で、本当に深い意味で期限を設けることがどういう問題を発生するかという注意深さといえますか、思いがあれば、かなり違った対応ができたんじゃないかと判断しております。

【堀川委員】 疑問に思いましたのは、要するにある意味では税金を使って旅行券というのは買っているわけですね。そうすると、基金としては、その引換券を送ってしまえ

ばもう仕事が終わりと感じる感覚ですね。

【福井理事長】 はい。

【堀川委員】 相手の方でどうするかは、要するに自分の権利を行使しないのはその人が悪いのであってという感覚で、送ってしまえばもう自分たちの仕事は終わってしまったのだということだったのか。要するに先までは考えられなかったということなのでございましょうかね。

【福井理事長】 基金設立以後、すぐ事業に取りかかりました書状等贈呈事業、そのときも引換券が特別慰労品でございましたし、引き続き平成19年から始めました特別記念事業も旅行券等引換券そのものが特別慰労品だという判断をしておりましたので、もう引換券との売買が、引換券をお送りすることによって慰藉事業が終了すると認識しておりました。先生が先ほどお話しされましたように、引き換えるかどうかは、もう該当者といえますか、慰藉事業の対象者の御判断というふうに考えていたと思います。

【大西理事】 補足させていただきますと、最初の書状等贈呈事業のときに引換券となったんですけども、その当時の記録を見てみますと、最初は引換券方式と、原券といいたいまいしょうか即引き換えられる方式があつて、趣旨からすると引き換えられる券の方が便利だったということもあるんですが、もう一つ、原券といいたいまいしょうか、すぐ使えるものは市販品だったんですね。引換券というのは、特別に引き換えられるように作ったものであると。当時の担当者の方は、そういう特注品を作って差し上げるということは、もらう方々が、私たちのために特別なことをやってくれたんだと思っていただけるだろうと、皆さんからすれば、それは勝手な思い込みだということかもしれませんが、そういう思いもあつて、この引換券方式、引換券をお渡しすれば、人によっては、立派な券を作らせていただいたんで、神棚だか仏壇にお供えしてそのままの方というのも出てきたんじゃないかなと、当時の記録を見て、想像で申し訳ございませんが、そういう面もあつたのかなと思っております。

【山田参事官補佐】 主務省から補足をさせていただきます。国会の議論で引換券の議論はあつたと思います。それを踏まえて、主務大臣が中期目標を定め、基金が中期計画を作成した。当然基金だけの判断ではなくて、中期計画・中期目標については、主務省も一緒になって指示したり、認可をしておりますので、一体となつて、総務省と調整をした上での決定が基金でなされたという理解をしております。

もう1点、有効期限の話がございました。有効期限については、私どもが基金に聞いて

いるのは、企画競争で審査をしたんですが、その際、1回目の事業と同じように、原則として有効期限を設けないということで説明をしたと聞いております。応募があった社のうち1社から有効期限の提案があったと。それを基に判断をしたと聞いております。したがって、我々の疑問点としては、有効期限をどうして付したんですかということはあるんですけども、基金の審査項目としては、利便性等と選択制という2点で主に審査をしたと聞いておるんですが、企画競争ですから価格ではないということなんですが、価格についてそれぞれ応募があった会社ごとに相違があったというふうにも、記憶で申し訳ございませんが、聞いております。

したがって、いろいろな質的な競争もなされたんですが、結果的に価格的な競争もなされたのかと考えておまして、それについてはいずれにしろ、先ほど田家から申し上げましたように、主務省としての疑問点もございまして、それを基金に解散までに確認をして、次回分科会に御説明をしたいと考えております。

【亀井分科会長】 念を押させていただくと、つまり今回の受託業者はコスト的に安かったという可能性があるということですか。

【山田参事官補佐】 受託業者からは有効期限の提案があったと。基本的には基金の説明では、原則としては付さないけれども、何か法的な問題があれば言ってきてくださいということで、業者の提案を受け入れて、それを判断したと聞いております。ただ、これについても、確認しているんですけども、基金からは口頭説明だけでしたので、その点が事実関係がどうかということで改めて確認をしたいと考えております。

【大西理事】 補足ですが、有効期限をつけた話は、今、山田参事官補佐がおっしゃったように、これは基金から言ったのではなくて、業者から、すぐに解散になってしまうところと取引するので有効期限をつけていいかという提案があつて、基金として有効期限を付することを考え、検討しました。理事長から御説明があつたと思うのですけれども、当時はやはり良いことばかり考えて、デメリットの方にはちょっと思い至らなかったのかなと、今いる私から見るとそういう感想があります。

それから引換券方式が国会で議論されたということについて、原案が与党から旅行券という形で出てきていたわけですが、国会では、なぜ現金給付としないのか、あるいは換金性の高い商品券がいいのではないかという議論がございました。現金支給については、いろいろ憲法上の問題がある等国会で議論がありまして、野党側から、特別記念事業をやる前の書状事業で引換券というのをやっているのではないかというような話がございました。

つまり国会での議論は、与党原案である旅行券というのは不満である、納得がいかない
と対象者の方が言っている。一方、当時基金でやっていた書状等贈呈事業では引換券だっ
た、引換券だといろいろ使えるという話があって、旅行券、あるいは場合によっては食事
券、とより流動性が高い形にして、具体的には基金が業務方法書等で定めるので、そうい
うことで御理解いただきたいというようなことになったようです。

それで、慰労品を決める審査委員会というのを外部有識者で作らして、そこでの議事
録を見ても、特別記念事業については、審査委員会の先生方も国会議論等十分これ
までの経緯をお分かりですので、旅行券よりも換金性の高い方が趣旨に沿うだろうという
審査基準でこの今回の業者に決まった。その業者がたまたま有効期限をつけてきたという
ことでございます。

企画競争では業者から提案があります。その提案について、事前審査としての基準を定
めました。これは総務省と相談しまして、これまでの事業のスタートである政府・与党合
意、国会議論、それから総務省の方で与党と相談された結果、これらを踏まえると、引換
券以外の提案というのは、これまでの経緯に沿わないので、そういう企画が出てきたら適
正なものではないとしようということになりました。企画競争では3社応募があったんで
すけれども、いずれも引換券方式であったというような経緯がございます。

事実関係を補足させていただきました。

【山田参事官補佐】 こちらとしては詳細をまだ確認しておりませんが、過去の事実が
どうだったかという確認は必要だと思いますし、先ほどの有効期限の話も、事実関係は十
分に確認はできておりませんので、先ほど申しあげましたように、例えば価格競争の面も
あったと思われるような資料もありますので、そこは実態どうなんだということは基金に
再度確認をするようなことで理解をしております。

【亀井分科会長】 重要なポイントが含まれているように思いますので、ぜひそのと
ころは確認していただく必要があると思いますね。

【山田参事官補佐】 先ほど田家から申しあげましたように、総務省としても確認をし
て、その結果を報告したいと考えております。

【兼川専門委員】 この旅行券の件で私が気になっているのは、一つは期限をつけてし
まったために、旅行引換券をもらった方がきちんと慰藉の品を受け取れない可能性が起き
たということだと思いますが、もう一つはこういう旅行券のようなものは、私ももらって
も使わずに置いておくことがよくありますが、旅行券になっていれば、一応旅行会社は私

に対してそれが提示されたら、何か提供しなければいけないという債務を負うわけですが、旅行引換券ですと旅行会社が債務を負わないまま売買契約が行われているのかなという認識を持ちました。

例えば旅行引換券のようなものと、引き換えずに終わる方というのが必ず何%かはいるんだろうと思います。そういうことも含めた上で、そこのところは織り込んだ上での売買契約を結ばれているのであれば、そういう引換えをなさらない方が出てくるのも分かります。そういうことは織り込み済みの契約だったのかどうか、教えていただきたいと思っているんですけども、どうでしょうか。

【大西理事】 未引換率は0.5%です。未引換えの方がいらっしゃるということは、最初は皆さん欲しがっているだろうということで、1年で換えられるって安易に考えていたところだったのですけれども、1年経ってみて、蓋を開けてみたら、実は取り換えていらっしゃらない方があったということで取り換えていただくようにいろんな手立てをして、最終的に18人が残っておられる、という状態にしてきたということです。

引き換えない人を見込んだ契約なのかということについて、それから価格も重視したといったような総務省の話について、金券の値段と梱包発送代もありますので、トータルするとちょっとよく分からないということもあります。

取り換えられない人がいるんじゃないかということについては、こちらから事業の趣旨をお話しして引き換えてくださいと言えやってくれるのではないかと思って努力し減らしてきたのですが、結果的には先ほども理事長からありましたとおり、2名の方はもう辞退するということでした。辞退される方がいるというところまではちょっと思いが至らなかったのではないかと当時の資料からして思っております。

【兼川専門委員】 ここで問題になっているのは、結局受託会社に利益をプレゼントしたようになってしまうのではないかと。そこのところについて、何らかの措置なり、今後の方針なりお示しになられるんでしょうか。そこが皆さん気になっているところではないかと思います。私も、旅行会社が債務も負わないのに利益が出てしまうというような構造がどうなのか、気になるところです。おそらく、金券の利益というのは、金券が使われたときに発生するわけであって、金券を使う状態にもないのに利益をプレゼントしてしまうというような感じになったところにやや問題があるのかなと思っているところです。そういう意味で、このスキームには改善の余地が大分ありましたねと私は考えているのですが、価格のところはそれほど考慮されていなかったというような御回答なのでしょうか。

【亀井分科会長】 ここで御回答いただくのは難しいかもしれないので。

【兼川専門委員】 そうですね。

【亀井分科会長】 ぜひ総務省の方で、まだ御確認いただけるというお話でしたのでお願いがあるのですが、先ほどの御説明からしますと、企画競争で3社の応募があつて1社選ばれたということですが、そのときの最大の選んだポイントがどこにあったのかということをご確認をしていただきたいと思います。今、兼川先生おっしゃったように、ある程度の未引換え分をあらかじめ見込んで、その分を安くというふうな形の値段をつけたのかと思っていました。ただ、今の平和基金の御説明ではその辺のところは必ずしも明確ではないので、どこがポイントで3社の中の1社を選ばれたのかという経緯もぜひお示しいただく必要があるのではないかと思います。合わせて御確認いただければと思います。

【鈴木専門委員】 今のお話の中で、いろんなやり方あると思うんですけども、まず企画競争ですよ。この企画競争をしたときに、選考委員会を設けているというお話なんですね。その後、運営委員会も設けて、それに諮っているとお聞きました。そうすると、最初、私は単純に基金側が一方的に業者と契約したのかと思っていたのですけれども、そうでないとなれば、選考委員会なり運営委員会なりで、今、亀井先生おっしゃるように、どういう議論が行われていて、その結果、3社の中で現在の受託業者に決められたという経緯が何かあるはずですよ。おそらく議事録も何か残っているのかと思います。

例えば受託業者が有効期限を定めて提案したということについては、今、議論の中にあるように、旅行会社は、有効期限を設けると未引換えが発生するということはすごく経験しているはずですよ。競争入札ではないですから値段の話は前面に出ないにしても、おそらくそういうことも前提に業者は提案したのかなと思います。選考委員会には有識者がなっているので、そういう議論もなされた上で、コスト的、価格の方は分かりませんが、やはり提案する業者というのは、企画競争でもやはり入札する限り受注を受けたいということもあると思いますので、そういう未引換えも想定される中で総合的に提案なさったと思っているんです。

ですから、私は、そういう前提を知らなかったので評価をすごく悪くしたのですが、今のお話を聞いて、そういうことも考慮の対象になるのかなという感じはしないではないですよ。ですから、その辺が残念ながら自己調書の中にも記載されていないし、平和基金からそういう御説明も今までなかった。やはりそういうことをきちんと説明していただいた上で、客観的に評価をしたいという気持ちがありますので、ぜひその辺の事実関係とか何か

を明確にさせていただきたいという気持ちで、亀井先生の補足になってしまいますが、お願いしたいと思います。

【大西理事】 正確なものは文書で後ほど総務省に提出させていただきたいと思います。

【玉井専門委員】 一つだけお伺いしたいのですが、この問題は、昨年7月に判明しなかったら、基金は解散なので、旅行会社が未引換分はそのまま丸もうけという話になっていたのでしょうか。事実確認だけしたいのですけれども、いかがでしょう。

【福井理事長】 先生御指摘のとおりで、そういう形になったと思います。

【玉井専門委員】 基金側としては、当然引換券は皆さん引き換えるという思い込みがあったと理解すればよろしいのでしょうか。まさかそんなにたくさん引き換えている人がいなかったということは想定していなかったということでしょうか。

【福井理事長】 先ほどお話し申し上げましたように、引換券をお渡しすれば、特別慰労品として、もう特別記念事業の事業は完了しているという判断をしておりましたので、本当に有効期限を設けることによって、民間企業に大切な税金が滞留するということまで本当に思いが至らないというか、慰藉事業を完了させるためにどう考えて、何をすればいいのか、もう少し慎重といいますか、注意深く考えることができれば、こういう問題を起こさなくてよかったのかと、その確率が高くなったのかと今現在判断しております。

【奥林分科会長代理】 この旅行券の引換券の問題について、この分科会の役割とすれば、評価をどうするかということですね。そうすると、評価項目を見ますと、24事業年度では「経過規定」のところですか。資料4-2のところ、経過規定の項目があります。今のような議論、かなり時間をかけて議論しているんですが、そういうふうなものがこの報告書の中にどういう形で国民の目にさらされるか、あるいは説明されるかということがおそらく大きなフレームワークとして重要になってくると思います。

ですから、事実経過がどうかというのは、ここの委員会の中で議論をするというのも一つのやり方なんですけれども、先ほど総務省の方で確認をした上でという話もありましたので、その経過をこの規定の中に書いていただいて、同時に先ほど基金側から説明がありましたように、非常に難しい状況の中で作業をせざるを得なかったというのがありますから、そういう難しい状況、例えば年齢とか、あるいは引き換えやすいものだったかどうかという点も踏まえて記述していただくと、国民に対する説明責任は果たされるのではないかと考えますので、そのあたりで少し検討していただいた方がいいのではないかと思います。

【田家審議官】 次回の分科会で評価を決めていただくときには、御指摘を踏まえながら、評価調書を可能な限り作成する努力をしてみたいと思っております。

【亀井分科会長】 よろしく申し上げます。

今、平成24事業年度に関しての議論で大変時間を取っていただいたんですが、これまでの確認、御発言等々を踏まえてありましたように、これらの事案につきましては、次回の分科会で総務省から経緯等について、あるいは最終的な結果についての御報告をいただいた上で改めて評価をさせていただく。ただ、その評価の基となります、先ほど審議官がおっしゃっていましたが、その評価案に関しましては、各委員の先生方の平均の結果として評価案が現在の段階で出ているということにとどめさせていただきたいと思えます。

もう1点、実は先ほどの財務諸表等についてでございますが、これもやはり4月以降に総務省で作成をしていただくということで、次回の分科会で総務省から今回の資料との主な相違点についての御説明をあわせていただくという形になりますので、どうぞ委員の先生、お含みおきいただければと思います。

第2期中期目標期間についての業務実績についての審議が残っておりますので、議題を進めさせていただきたいと思えます。

まず、色の付いていない項目、すなわち、委員の先生方から事前にお伺いした評価案のうち、評価がおおむね一致している項目について、事務局から補足の説明がございましたらどうぞよろしくお願いいたします。

【黒田参事官補佐】 第2期中期目標期間で、色の付いていない項目、つまり先生方の評価がおおむね一致している項目の御審議をお願いしたいと思うのですが、この部分について、1点、補足をさせていただきます。

一番下の経過規定の部分でございます。こちら、いわゆる解散に向けての取り組みの部分でございます、Bがお二方、Cが7名の方という評価で、平均が2.22点で平均値をとりますとC、最多意見もCでございます。こちらは事前説明の際にも御説明させていただいたとおり、先ほどの2事案、過払い・過少払いと旅行券等引換券の2事案を除きまして、すなわち解散に向けた資産・債務ですとか、文書の整理等について御評価をいただいております。そのような観点でこの項目を評価いただいた結果がこの結果となっております。資料5-3の5ページの下段から6ページにかけて評価の考え方を記載させていただいております。

以上、補足でございます。

【亀井分科会長】 ありがとうございます。

それでは、今、補足説明いただきましたが、評価がおおむね一致している項目に限って、何か先生方の御質問、御意見ございましたら、どうぞお示しいただければと思いますが、いかがでございましょうか。よろしゅうございましょうか。

(「はい」の声あり)

【亀井分科会長】 それでは、色を付けていない項目、つまり、第2期中期目標期間で評価がおおむね一致している項目については、この評価案で確定をさせていただきたいと思えます。

次に、赤く色を塗っております項目、委員の先生方の中で評価が分かれております外部委託の推進、組織の効率化、それからその他業務運営に関する事項という中での職員の研修、この三つの項目について、事務局から御説明をお願いしたいと思えます。

【黒田参事官補佐】 それでは、御説明いたします。赤く色づけした項目でございます。

まず、外部委託の推進の部分。こちらA評価の先生が4名、B評価の先生が6名でございまして、平均点をとりますと3.40点、評価取りまとめ案は平均でございましてB、最多意見もBでございまして。こちら資料5-3の1ページの上段に評価の考え方を取りまとめさせていただきました。

続きまして、組織運営の効率化でございます。こちら分布としましては同じでございまして、Aの先生方が4名、Bの先生方が6名、平均値でいいますと3.40点でB、最多意見もBでございまして。こちら資料5-3の1ページの下段に考え方を記載されております。

それから、職員の研修の部分でございます。こちら分布としては同じでして、Aとされている先生が4名、Bとされている先生が6名で、平均点をとりますと3.40点、評価取りまとめ案でいいますとBで、最多意見もBでございまして。こちらは資料5-3の4ページに評価の考え方が記載されております。

以上でございます。

【亀井分科会長】 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明のありました3項目につきまして、どうぞ御質問、御意見等ございましたら、お示しいただければと思いますが。何か特に基金にお尋ねになりたいというような項目ございましたら、本当に最後の機会でございますので、どうぞ。

【鈴木専門委員】 最後の第4の第8の職員の研修についてなんですけれども、職員の

数も少ない、いろんなこともやらなきゃいけない、それから基金が継続企業じゃなくて終了だという中での研修なわけですね。私は個人的に、もう継続法人でないところの研修ってどうなさるのかと思いました。研修というのは将来に向かっての研修で、当然費用対効果というのを見なきゃいけないと思うのですね。その辺の考え方については、情報セキュリティ関係ということを中心に研修したと自己評価調書に書かれていたので、私はこれはこれで評価できると個人的には思うわけです。ですから、その辺の方針とかということを教えていただきたいと思います。

【福井理事長】 今、鈴木先生からお話ございましたように、解散を控えた組織体というのは、いかにモラルを維持するか、この1点にかかっていると思います。やはり先が見えない、将来性がないと、民間企業ですとかなりいろいろな想定外の不祥事が起こります。特に基金においては、ほとんどの方が各府省から出向されている方でございます。問題はやはり非常勤の職員のモラルをどう維持するか。ここを含めて非常にモラル維持に注意を払ってまいりました。

以上でございます。

【鈴木専門委員】 中期というよりも、24年度評価の方についてもかもしれないんですが、私個人としては、ここはいい評価でもいいのかなとそう思っています。例えば評価委員の皆さんの考え方も、その辺のポイントを聞いておけば参考になるかと思えます。

【大西理事】 24年度の解散に控えての研修が適切かどうかというお話でしたので、資料4-1、24事業年度評価調書の34ページを御覧いただきたいと思えます。

34ページの真ん中から下の方に①、②、③とありますけれども、まず外部研修についてですが、1つ目は鈴木先生から御指摘があったように、これは来年というよりも今現在扱っている個人情報を3月31日まできちんと管理する必要があることから、情報公開・個人情報保護制度に関する研修に参加しました。

それから外部研修について、もう一つ、公文書管理の研修を入れました。これはまさに解散業務で、大量の文書を歴史資料として公文書館に保管していただくことになりました。それで公文書の管理と移管を適切に行うために公文書館の研修に参加させていただきました。

それから内部研修につきましては、情報セキュリティの強化ということで定期的に行っておりまして、新規性それほどないのですが、基本的にセキュリティ意識の向上ということで、これは監事の監査でもありましたが、こういう意識の問題というのは、例えば

6か月に1度、定期的にやるものであるということを踏まえてやらせていただいているものです。

それから3番目に、24年度だけの特殊なものとして、職員の意識向上のための勉強会というのを、前の理事長、現顧問でいらっしゃいます増田先生をお願いしております。先ほど理事長から、意識向上というよりはモラルの維持という話がありましたが、その辺はここに託しております。基金は解散業務をやるために生まれてきたわけではないので、解散業務しかしてない職員に基金というのはこういうことをやってきたんだというような背景事情等を勉強させようという気持ちも込めて、増田先生をお願いしたところです。

以上が研修の趣旨です。

【鈴木専門委員】 中期目標期間というよりもむしろ24年度に対する意見なんですけれども、中期の方の意見でもあって、私としてはAを付けたんですけれども、Bになったのは、やっぱりAとBの境、難しいんですけれども、ただ、個人的には24年度の評価も踏まえて、結局通常の業務とは違うわけですね。だからそこがきちんとなされたのかなと思いました。

【亀井分科会長】 鈴木先生から御提案といいたまいますか、委員の先生方、特に職員の研修に関しての御評価の変更という可能性があるかという確認を、という意味の御発言ございましたので、何かそれに関連して、特に先生方御自身がお示しになられた評価を変更というような点での御発言等ございましたら、どうぞお示しをいただければと思いますが。

【奥林分科会長代理】 今回の場合は、中期の全体としての評価をどうするかということですので、私はBでいいのではないかと思います。基金の自己評価はAとなっていましたので、それに対してはBというのでいいのではないかと。確か23年度評価を行う際にもやはり研修のことが問題になって、一体研修として新しくどういうことをされたのですかというようなことを議論したような気がします。結局いいですねということになったと思います。

ですから、5年間の中期目標とすれば、組織のメンバーに対する研修というのを毎年確実にやっておられる、Aとは言えないかもしれないけれども、Bという評価だったら十分妥当するのではないかと。Bという評価というのは、いわゆる目標を粛々と100%達成しているということではなくて、80%ほど達成しているというのがBという評価ですので、中期とすれば、それを全部ひっくるめてBというのが妥当ではないかと私自身は判断しました。

【亀井分科会長】 ほかに御意見いかがでございますでしょうか。

そうしますと、特段御意見おありにならないようでございますので、鈴木先生の御提案ございましたけれども。

【鈴木専門委員】 結構です。

【亀井分科会長】 この評価案のままで確定をさせていただければと思います。

ほかの2項目についても、何か御意見ございましたら、お示しいただきたいと思います。また御質問があれば、どうぞ基金の方にお示しいただければと思いますが、よろしゅうございましょうか。

それでは、中期期間の外部委託の推進、組織運営の効率化、職員の研修という3項目につきましては、第2期中期目標期間の評価案でございますが、いずれも取りまとめたいただいた各委員の先生方の結果、集約としてのB評価ということで確定をさせていただければと思います。よろしゅうございましょうか。

【鈴木専門委員】 ちょっとよろしいでしょうか。私がここでこう言うのも僭越かもしれませんが、せつかく監事の先生方2人見えているので、今、議論聞いて、監事の先生方は、やはりいろんな形で役員会等にも出席されていますので、我々の参考として、監事の先生方の御意見がもし聞けるのであれば、何か伺えればありがたいなと思います。政独委で分科会においても監事の方の御意見も、という指摘もありますので、もし御迷惑でなければ伺ってもよろしいですか。

【亀井分科会長】 よろしゅうございましょうか。この評価委員会の正規メンバーではなく、オブザーバー的な形で、何か御質問があればお答えいただくというお願いをすることで御出席いただいておりますが、鈴木先生からそういうような御発言がありましたので、もしよろしければ、せつかくお見えいただいておりますので、一言お話といたしましゅうか、伺わせていただくと。よろしゅうございましょうか。

大変突然なお願いで申し訳ございませんが、では、黒沢先生の方からどうぞよろしくお願いいいたします。

【黒沢監事】 私、監事としては、わりと長く基金にかかわらせていただいておりますけれども、当初において役員会は、先ほどちょっとお話ありましたけれども、わりと簡単に終わったところがございます。それが内部統制・ガバナンス等の声が非常に強まってきたということも背景にあったかと思っておりますけれども、監事の役員会における実質的な役割、かかわり方というのが非常に多くはなってきたということだと思います。

ただ、監事といたしましては、やはり非常勤という立場で申し上げますと、常勤のよう

に毎日いろんな細かいところまでなかなかチェックし切れないというところが正直なこと
でございまして、そういった点で今回御指摘いただいているようなことも、監事として、
本来見逃してはいけないようなところだったかもしれないんですけども、そういう点に
ついて、なかなか目が行き届かなかったということもございまして。ここら辺は、私自身は
非常勤監事のあり方という点で、一般的な話にしてしまいますと、実は非常に難しい問題
を持っているなど感じております。それは一般的なことでございます。

それから、特段いろいろ今回御議論になりましたような事案につきまして、やはりそう
は言いましても、監事の立場として見て、いろいろ不十分な対応が基金の側にもあったと
いうことは間違いないことだと思います。それに対しては、注意ということもありますけ
れども、私としては、そういった事案が起こったときに、どういうふうに対応が取
られるかということがより重要だろうと考えて監査してきたということです。問題が起こ
ったことについて、やはりそれを完全に解決できるかどうかということだったと思いま
す。

ただ、2つの事案ともに完全な解決というものがなかなか基金解散日までに難しいとい
う事案でもあったということで、この点については、なかなかそういう意味で、必ずしも
十分な対応が最後まで取り切れなかった、それで基金が解散してしまうということにつ
いては、非常に残念な結果になりそうだと現在の時点では考えております。

以上のようなところでございます。

【横堀監事】 私は20年の10月に監事に就任させていただきまして、とにかく10月に就
任した時点では何が何だか分からなくて、こういうような問題、今さかのぼってみますと、
あのときに果たして指摘ができる能力があったかどうかということを考えますと、先ほど
黒沢監事が述べましたように、当時は役員会もさらっと流れるという感じで、なかなか指
摘するようなことができなかつた。過払金についても、23年8月の役員会で突然お話があ
って、何でそういうものが発生したのかということ逆をいろいろその時点では質問した
のですけれども、過少払いについても、その時点では御報告いただかなくて、今年に入
ってからこういう問題もあったというようなことをお聞きしたような次第で、そういう意味
で言うと、監事としての力不足だという感じもしております。

今の役員会は非常に時間も取りまして、深く担当者から説明を受けたり、理事長以下役
員からも説明を受けて、かなり理解してきたところなのですけれども、当基金がこれで解
散ということになりますので、私の力不足で御迷惑をおかけしたこともあるのかという反
省をしております。

以上でございます。

【亀井分科会長】 ありがとうございます。

それでは、中期目標に関しまして、もう1点、確認をさせていただきたいことがございます。それは先ほどの取りまとめ案のうち、青く色づけしている項目、つまり、特別給付金の過払い・過少払いへの対応、特別記念事業の旅行券等引換券の未引換分への対応、それから内部統制・ガバナンスの強化という項目でございますが、24事業年度の実事関係が一部未確定で、確認をしていただくということもあり、また総務省においてさらに調べていただいて、24事業年度評価案を次回分科会で再審議をするということでございますので、これの中期目標期間の評価に関しまして、これらの項目については、本日は審議いたしませんで、実事関係の確定をもって次回の分科会で審議をさせていただきたいと思っております。よろしゅうございませうか。

(「はい」の声あり)

ありがとうございます。それでは、そういうような形にさせていただきたいと思っております。次回の分科会では、総務省から確定した実事関係について御説明をいただいた上で評価、御審議をさせていただきたいと思っております。

本日の予定している議事、もう大分大幅に時間を過ぎました。大変申し訳ございません。最後に、これまでの内容について、何か追加で御質問あるいは総括的に御質問、御意見等ございましたら、どうぞお示しをいただきたいと思いますと思っておりますが、いかがでございませうか。よろしゅうございませうか。

では、おありにならないようでございますので、平和基金の福井理事長から、本当に最後になりますが、一言御挨拶をいただければと思っております。どうぞよろしくお願ひします。

【福井理事長】 本日、御多忙の中御審議賜りまして、本当にありがとうございます。両監事の先生方、お言葉いただきましたが、本当に平和基金の執行部として、両監事の先生方には、本当に御報告も遅れ、また報告がなく、御迷惑をおかけいたしました。改めてお詫び申し上げます。

おかげさまで平和基金は昭和63年設立以来、いわゆる戦後処理3問題についての慰藉事業を行うということで、ただいま御審議いただきました数多くの事業を行ってまいりました。御指摘いただいておりますように、数多くのミスをお犯してまいりました。またその報告も遅れました。本当に申し訳なく思っております。ただ、一言お願ひといひますか、平和基金はいろいろ失敗もミスもしたがる、それなりにいろんな数多くの事業を立派になし遂げたと言

っていただけているんじゃないかと考えております。

こういうふうには基金が設立の使命を果たし、間もなく解散できますのは、先生方の御指導、御支援、総務省の皆さん方の御協力の賜物だと考えております。25年間、先生方、本当にお世話になりました。職員にはごみ一つ残すなということでやってまいりました。残念ながら、給付金の問題だとか旅行券の引換券の問題、残りました。残念です。しかし、数多くの使命を果たして、ここで解散できますことを改めて感謝申し上げて最後の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

【亀井分科会長】 ありがとうございました。

では最後に総務省の田家審議官から御挨拶をいただきたいと思います。お願いします。

【田家審議官】 本日は長時間にわたりまして、御熱心に御審議をいただきまして、本当にありがとうございました。

今、理事長のお話にもありましたように、基金は来週月曜日、4月1日をもって解散をいたします。その間、基金としては一生懸命に事業目的を果たすべく努力をされたと思うわけでございますが、残念ながら本日の審議におきましても、一部の事柄について、その経緯が必ずしも明確に理解しがたい面があるといった御指摘を先生方にいただいたということは主務省といたしましても、誠に遺憾であると考えています。

今後、平和基金の解散する最後のときまで、主務省として責任を持って平和基金から事実関係を聴取してまいりたいと思っております。また4月1日以降につきましても、先生方の御指導をいただきながら、総務省として評価調書の作成など、最終的な評価のための作業を進めてまいりますので、先生方におかれましては、引き続きよろしく御指導を賜りますようお願いを申し上げたいと思います。

本日は本当にありがとうございました。

【亀井分科会長】 ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、第30回総務省独立行政法人評価委員会平和祈念事業特別基金分科会を閉会させていただきます。今、お話がありましたように、平和基金は4月1日に解散ということで、当分科会も来年度、平成25年度いっぱい設置になります。分科会の先生方におかれましては、御多忙の中、これまで評価に御尽力をいただきましたことを厚く御礼申し上げます。特に今回は平和基金の解散という特別な事情がございまして、大量の資料を数回にわたって短期間にお読みいただき、御意見を提出していただくというお願いをいたしまして、先生方に大変な御負担をおかけする形になりまして、大変お詫び

申し上げますが、快くご対応いただきまして、本当にありがとうございました。

次回の分科会が実質上最後になると思いますが、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。次回の日程につきましては、事務局から改めて委員の先生方に御連絡をさせていただく形になると思ひます。

本日はお忙しいところをお集まりいただき、また司会進行がうまくないために大変大幅に時間が延長になりまして、本当に申し訳ございませんでした。長時間にわたり、御議論いただきましたこと厚く御礼申し上げます。また、平和基金の皆様、長年にわたり御苦勞様でございました。御出席いただきました基金の役職員の方々に心から御礼を申し上げたいと思ひます。本当に御苦勞様でございました。ありがとうございました。

以上をもちまして、終了とさせていただきます。

了